

堺市立農業公園（交流施設）指定管理者 申請要項・業務仕様書の概要（案）

項目	申請要項・仕様書の概要	掲載ページ
施設の名称等	<p>名称：堺市立農業公園「交流施設」《通称：農産物直売所 またきて菜》 設置年月：平成12年4月 所在地：堺市南区鉢ヶ峯寺2036-1ほか 施設規模：木造合金メッキ鋼板葺 平屋建 敷地面積 1,341㎡ ・ 建築面積 1,134㎡ 施設内容：農産物直売所（売場・バックヤード・事務所・更衣室・倉庫・便所等） 付帯設備 電気・空調設備、井水受水槽、駐車場 併設施設 堺・緑のミュージアム ハーベストの丘（管理対象外施設） （堺市立農業公園「加工体験施設」を含み「交流施設」を除く。）</p>	<p>要項 1P 仕様書 1P</p>
指定管理者が行う業務	<p>① 施設の運営に関する業務 職員の配置、農産物直売所や特産品コーナーの運営、苦情対応ほか ② 施設の維持管理に関する業務 適正な維持管理、備品等の貸与及び購入、保守点検業務ほか ③ その他 緊急時等への対応、関係機関との協議、市の広報業務への協力ほか</p>	<p>要項 1～2P 仕様書 1～4P</p>
指定期間（予定）	平成31年4月1日～平成36年3月31日（5年間）	要項 2P
管理経費等（指定管理料）	施設の管理に必要な経費を、指定管理料として申請書類の収支計画書に提示された金額をもとに会計年度ごとに年度協定において定め、予算の範囲内で支払う。	<p>要項 3～4P 仕様書 5P</p>
利用料金等	利用料金制度を採用し、これを指定管理者自らの収入とすることができる。	<p>要項 3～4P 仕様書 5P</p>
管理の基準	<p>開館時間・休館日：事業計画書に基づき市長の承認を得て指定管理者が定める。 施設の使用許可：法令、条例等の規定を遵守しながら指定管理者が行なう。</p>	<p>要項 5～7P 仕様書 6～7P</p>
基本事業計画書 年度事業計画書	全指定期間をつうじた事業計画書及び年度単位の事業計画書を提出する。	<p>要項 7P 仕様書 8P</p>
リスク（責任）分担	基本協定書においてリスク分担表として定める。	要項 7P
業務の 第三者への委託	原則禁止。ただし、あらかじめ市の承認を得た場合は可。	<p>要項 8P 仕様書 8P</p>
モニタリング 市による評価	指定管理者が利用者に対する調査（アンケート）・報告・自己評価等を実施。市と第三者が調査内容等の確認と評価（事業運営を含む。）を実施。	<p>要項 8, 10P 仕様書 9P</p>
管理業務の報告	年度末・月末・上半期末の定例報告、緊急時等における随時報告。	<p>要項 9～10P 仕様書 9～10P</p>
市として求める 目標・水準等	地元出荷率、利用者数、売上金額、年間出荷者数の4項目を設定。	仕様書 11P
申請手順 （スケジュール）	<p>申請要項等公開期間：平成30年7月13日（金）～同年8月17日（金） 質問票受付期間：平成30年7月17日（火）～同年7月27日（金） 申請書類受付期間：平成30年8月20日（月）～同年8月24日（金）</p>	要項 11～13P
選定審査方法	選定基準に基づいて堺市産業振興局指定管理者選定委員会において書類審査及び面接審査をおこなう。委員による採点の結果、評価の合計点数が満点の60%以上に達しない時は、指定管理者の適格者なしとする。	要項 15P
選定結果通知	平成30年9月下旬（予定）	要項 15P